

資料－3

令和7年8月26日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

【議事3】

奄美大島海区漁業調整委員会指示第7－1号に基づく
ソディカ旗流し漁業に係る対応方針について（協議）

奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第7-1号

奄美大島海区におけるソディカの採捕を目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和7年5月23日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

1 定義

- (1) この指示において、ソディカはえ縄漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、うきによって海面から吊るし、ソディカを採捕する漁業をいう。
- (2) この指示においてソディカ旗流し漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗及び旗竿の標識をつけたうきによって海面から吊るしたものを1単位として流し、ソディカを採捕する漁業をいう。

2 ソディカはえ縄漁業の禁止

奄美大島海区において、ソディカはえ縄漁業の操業を禁止する。

3 操業期間の制限

ソディカ旗流し漁業は、毎年6月1日から10月31日までは操業してはならない。

4 漁具の制限

ソディカ旗流し漁業で使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。

5 漁獲実績の報告

ソディカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長は、委員会に漁獲実績を報告しなければならない。

6 遵守事項

ソディカ旗流し漁業を行う者は、この指示に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要な事項を指摘したときは、これを遵守しなければならない。

7 取扱事項

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める「ソディカ漁業の承認取扱要領」によるものとする。

8 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和7年6月1日から令和9年5月31日までとする。

美大島海区漁業調整委員会指示第7—1号に基づくソディカ旗流し漁業における漁具の制限の違反者への対応方針について

1 現 状

- ・ 令和6年度の鹿児島県による喜界島早町漁港での立入検査において、漁具制限に対する違反者（すべて沖縄船）が現認された。
- ・ 委員会では指示の実行性を高めるため、令和7年5月7日に開催された委員会において、委員会指示の有効期間を令和7年6月1日～令和9年5月31日の2年間とした。（これまで有効期間は1年間）
- ・ 罰則が適用されるまで3回の違反の確認が必要
違反①回目 → 委員会が違反者へ指導文書発出
違反②回目 → 委員会から知事へ指示に従うべきことを命じる旨の申請を行い、これを基に鹿児島県知事は違反者に対して「裏付命令」
違反③回目 → 漁業法に基づく罰則の適用

2 対 応（案）（委員会から違反者への指導文書発出の省略）

- ・ 委員会指示の実効性をより高めるため、当該指示の違反が認められる場合、漁業法第120条第8項に基づき鹿児島県知事に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をすることを定めた対応方針を策定したい。

3 浜回りについて

- ・ 管内漁協に所属するソディカ旗流し漁業者に対して、対応方針の策定についての説明会を開催。指導文書発出の省略に対する反対意見はなし。

（主な意見）

- ・ 効果的な取締方法
- ・ 沖縄船に対する指示遵守の徹底。

奄美大島海区漁業調整委員会事務局

奄美大島海区漁業調整委員会指示第7—1号に基づくソディカ旗 流し漁業における漁具の制限の違反者への対応方針について

○背景

- ・ ソディカ旗流し漁業にあっては委員会指示において、以下のとおり規定している。
 - (1) 最高潮時海岸線から 50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。
 - (2) 最高潮時海岸線から 50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。
- ・ 令和6年度の鹿児島県による喜界島早町漁港での立入検査において、漁具制限に対する違反者（すべて沖縄船）が現認された。
- ・ 委員会では指示の実行性を高めるため、令和7年5月7日に開催された委員会において、委員会指示の有効期間を令和7年6月1日～令和9年5月31日の2年間とした。（これまで有効期間は1年間）

○課題

- ・ 漁業法に基づく罰則の対象となるまでに、3回の違反を確認する必要があり、抑止力を高める方策が求められている。
 - 違反①回目 → 委員会が違反者へ指導文書発出
 - 違反②回目 → 委員会から知事へ指示に従うべきことを命じる旨の申請を行い、これを基に鹿児島県知事は違反者に対して「裏付命令」
 - 違反③回目 → 漁業法に基づく罰則の適用

○今後の方向性（委員会から違反者への指導文書発出の省略）

- ・ 当該指示の違反が認められる場合、漁業法第120条第8項に基づき鹿児島県知事に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をすることを定めた対応方針を策定する。
- ・ 対応方針策定後における委員会指示の遵守状況を踏まえながら、必要な場合は追加での対応を検討していく。

ソディカ旗流し漁業における漁具の制限の違反者への対応方針に係る浜回り実施について

【実施状況】

漁協名	開催日	参加人数	指導文書省略への反対意見
名瀬	7/9	2	なし
奄美（笠利）	7/14	2	なし
奄美（住用）	7/9	1	なし
奄美（大和）	7/29	1	なし
奄美（龍郷）	—	—	—
喜界島	6/28	12	なし
沖永良部島	6/28	10	なし
与論町	7/17	17	なし
瀬戸内	8/19	4	なし
とくのしま	8/6	2	なし
宇検村	—	—	—

【漁業者からの意見】

- 実際どのように取締りをおこなうのか。
- 取締り体制を先に整えなければ、罰則までの過程を省略しても意味がない。
- 前回の取締りでは違反者に対して、旗を分解させたことがあるが、分解すれば取締りから逃れられるということか。
船上で組み立てることもできる。
- 違反者の旗を没収すればいい。
- 沖縄船が出港する際に本数確認を行えないのか。
- 違反者への刑事手続きの流れを具体的に明示することで抑止力が高まるのではないか。

案 1

令和 7 年〇月〇日
奄美大島海区漁業調整委員会

奄美大島海区漁業調整委員会指示第 7—1 号に基づくソディカ採捕における漁具の制限の違反者への対応方針

奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、奄美大島海区漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 7—1 号 4 に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るため、委員会及び鹿児島県は、疑義情報に接した場合等においては、調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに奄美大島海区漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。

なお、漁業法第 157 条第 1 項に基づき、委員会として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴すことについては、会長（又は会長職務代理）一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。

※ 必要に応じて、委員会及び鹿児島県は現地調査等を実施。

2. 会長は、上記 1 の報告を受け、漁業法第 120 条第 8 項に基づき鹿児島県知事に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

裏付命令の申請に係る手續は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

案2

奄海委第号
令和〇年〇月〇日

鹿児島県知事 〇〇 〇〇 殿

奄美大島海区漁業調整委員会
会長 〇〇 〇〇

漁業法第120条第8項の規定に基づく奄美大島海区漁業調整委員会
指示に従うべきことを命ずべき旨の申請について

のことについて、下記のとおり令和〇年〇月〇日に奄美大島海区漁業調整委員会指示第7-1号4に関して、違反が認められました。

については、漁業法第120条第8項の規定に基づき、奄美大島海区漁業調整委員会指示第7-1号4に従うべきことを命ずべき旨を申請します。

記

- 1 現認日時 令和〇年〇月〇日 ○時〇分頃
- 2 現認場所 鹿児島県〇〇郡〇〇町〇〇漁港
- 3 違反者氏名 〇〇 〇〇
- 4 違反者住所 鹿児島県鹿児島県〇〇郡〇〇町〇番〇号
- 5 違反内容 奄美大島海区漁業調整委員会指示第7-1号4（漁具の制限）
(漁船に搭載する旗及び旗竿数50本(50海里超)に対し、〇本超過)

○漁業法

(昭和二十四年十二月十五日)

(法律第二百六十七号)

(海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示)

第一百二十条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるとときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

- 2 前項の規定による海区漁業調整委員会の指示が同項の規定による連合海区漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該海区漁業調整委員会の指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。
- 3 都道府県知事は、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会に対し、第一項の指示について必要な指示をすることができる。この場合には、都道府県知事は、あらかじめ、農林水産大臣に当該指示の内容を通知するものとする。
- 4 第一項の場合において、都道府県知事は、その指示が妥当でないと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。
- 5 第一項の規定による指示については、第八十六条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「都道府県知事」とあるのは、「海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会」と読み替えるものとする。
- 6 前項において準用する第八十六条第三項の規定による指示に従つてされた第一項の指示については、第四項の規定は適用しない。
- 7 農林水産大臣は、第五項において準用する第八十六条第三項の規定により指示をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事に当該指示の内容を通知しなければならない。ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の六第一項の規定による通知をした場合は、この限りでない。
- 8 第一項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。
- 9 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれ

ば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。

- 10 前項の期間は、十五日を下ることができない。
- 11 第九項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第八項の申請に係る者に対し、第一項の指示に従うべきことを命ずることができる。
- 12 都道府県知事が前項の規定による命令をしない場合には、第八十六条第三項の規定を準用する。

(昭二六法一三九・昭三七法一五六・平一一法八七・平一一法一六〇・平一三法九〇・一部改正、平三〇法九五・旧第六十七条繰下・一部改正)

(報告徵収等)

第一百五十七条 漁業調整委員会又は水産政策審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業者、漁業従事者その他関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徵し、又は委員若しくは委員会若しくは審議会の事務に従事する者をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所について所要の調査をさせることができる。

- 2 漁業調整委員会又は水産政策審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するために必要があると認めるときは、その委員又は委員会若しくは審議会の事務に従事する者をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害になる物を移転し、若しくは除去させることができる。

(昭二六法一三九・昭三七法一五六・平一一法八七・平一一法一六〇・平一三法八九・平一三法九〇・一部改正、平三〇法九五・旧第百十六条繰下・一部改正)